

《サービス管理責任者の実務経験について》

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(H18.9.29厚労省告示第544号:最終改正H29.3.29)より

以下の1～3のいずれかを満たしていること。

- 1 次表に示す①及び③-1の期間が通算して5年以上であること
- 2 ②の期間が通算して10年以上であること
- 3 ①、②、③-1の期間が通算して3年以上かつ③-2の国家資格等※による業務に従事した期間が通算して3年以上であること

業務範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	5年以上 (③の1との通算可能)
	1 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業に従事する者	
	2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者	
	4 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
	5 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
6 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者※ (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者(介護職員初任者研修(従前の訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者をいう。) (3) 国家資格等を有する者※ (4) 施設等(1から5に掲げる施設等をいう。)における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者		
② 直接支援業務	1 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	10年以上
	2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
	3 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
	4 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所※その他これらに準ずる施設の従業者	
	5 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
③ 有資格者等	1 直接支援業務に従事する者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者(介護職員初任者研修(従前の訪問介護員2級)以上に相当する研修を修了した者をいう。) (3) 保育士、児童指導員、精神障害者社会復帰施設指導員	5年以上 (①との通算可能)
	2 ①、②、③-1の期間が通算して3年以上、かつ国家資格等※による業務に3年以上従事している者	

※「相談支援業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※「直接支援業務」とは、身体上又は精神上の障害があることより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

※「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、社会福祉士又は大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者など社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。

※「国家資格等」とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格をいう。

※「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社を、「重度障害者多数雇用事業所」とは、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所をいう。

※「1年以上の実務経験」とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

(注) 3年以上(540日以上)、5年以上(900日以上)、10年以上(1,800日以上)

※ 国家資格等による業務に3年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、6年以上の実務経験ではなく、3年以上の実務経験で良いことになる。